

除草機械ご利用のみなさまへ

除草機械の利用につきましては、以下のことに注意をお願いいたします。

●使用範囲

公共施設等(県道路・県河川等)における「除草」及び「除草作業に類する作業」とします。

●操作及び運転

除草機械の操作及び運転方法については、事故防止のため、貸付を受ける際に県担当者から取扱いに関する説明を受けて下さい。なお、作業前には取扱い説明書等の内容を再確認して、安全に使用するようお願いします。

●禁止事項

- ① 除草機械を定まった用法に従って使用をお願いします。
- ② 除草機械の転貸及び借り受けた目的以外の使用はお控え下さい。
- ③ 除草機械の改造や修繕その他形状を変更する行為はお控え下さい。

●貸付の取り消し

上記の禁止事項に該当が確認できた場合、その他理由で貸付が不適当と判断された場合は、貸付を取り消すことがあります。

●故障・破損

故意又は重過失により、除草機械に故障破損が生じた場合、又は除草機械を亡失した場合は、利用者の負担により修繕又は買換えすることがあります。

●報告

次の事由が生じた場合は、速やかに事務所へ報告をお願いします。

- ① 物品借受申請書(第102号様式)の内容を履行出来なくなった場合
- ② 除草機械に破損や故障、その他の異常が生じた場合
- ③ 除草機械の操作により、活動従事者が傷害を負った場合
- ④ 除草機械の操作により、施設や工作物等に損傷を与えた場合
- ⑤ 除草機械の操作により、第三者に人的及び物的に被害を与えた場合

◎返却日 年 月 日 ()

◎担当者 (事務所名)県北建設事務所 (課名) 管理課 (氏名)

◎連絡先 (電話番号) 024-521-2529